高岡市建築基準法施行細則の改正について (定期報告に係る部分の改正)

令和7年7月1日に「平成20年国土交通省告示第282号 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件」の改正がされたため、これに併せて「高岡市建築基準法施行細則」を次のように改正します。

- A 特殊な建築設備を毎年の点検報告とする
- B 防火設備の点検報告回数の合理化

1 市細則の主な改正概要

項目		現行	改正案]
Α			,	
特殊な建築設備を毎年の点検		3年毎の	特殊な建築設備は 毎年 の	規制
報告とする		点検報告	点検報告	強化
		(建築物の	(それ以外の建築設備は 一	
		定期報告	建築物の定期報告により	
		によるも	3年毎)	
		のとして		
		いる)	特殊な建築設備とは・・	
			①換気設備で、中央管理方式	
			の空気調査設備によるもの	
			②排煙機による排煙設備	
			③非常用照明で、予備電源を	
			別に設置したもの	
В				
防火設備の点	法令の基準に	毎年の	随時作動 する防火設備は	
検報告回数の	よる建築物	点検報告	毎年 の点検報告	
合理化			(それ以外の防火設備は	
			建築物の定期報告により /	負担
			3 年毎)	軽減
	高岡市が指定	毎年の	防火設備は建築物の定期報告	
	する建築物	点検報 告 	として 3年毎 の点検報告 <i> </i>	負担
				軽減

2 改正・施行日

改正日 : 令和7年10月1日(水) 施行日 : 令和8年4月1日(金)